

榛東村教育研究所 「すてっぷ榛東」

- 開設 平成30年4月1日
□代表者職氏名 室長 足達 哲也
□所在地 〒370-3593 北群馬郡榛東村新井 790-1
榛東村役場内
□電話 / F A X TEL(0279)54-2211 (内線)261
FAX(0279)54-8225



1 運営の目的

学校生活への適応が困難で登校できない状態にある児童生徒に対して、指導及び教育相談を行い、学習の補充と学校への復帰を支援し不登校の回復及び自立を促す。

2 令和5年度職員の構成・分担

職 員	業務内容
室長（事務局長）1	総括
局長補佐 1	渉外・指導全般
教育指導員 1	教育相談 通級者への指導

3 入室対象

(1) 入室対象

榛東村内の小中学校に在籍する不登校または不登校傾向の児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、通室が適切であると認められた者。

4 令和5年度開設状況

(1) 開設日時

学校の休業日を除く月曜日～金曜日
9:00～15:30

(2) 開設期間

1学期 4月 7日～ 7月20日
2学期 8月28日～12月22日
3学期 1月 9日～ 3月26日

(3) 日時程

時 間	主な活動内容
9:00	○朝の会 (活動計画の確認・作成)
9:30	○学習活動 (漢字・計算・読書・創作等)
12:00	○昼食・清掃
13:00	○運動・野外活動 (運動・栽培・交流活動等)
15:00	○片付け・振り返り

(4) 主な行事予定(令和4年度までの行事)

- ・野菜、花卉の栽培
- ・そば打ち体験
- ・料理教室
- ・お楽しみ会
- ・卒業、進級を祝う会
- ・保護者面談 等

5 入室・退室の進め方

(1) 入室の手続き

入室等について学校へ相談する。
担当者と面談し、支援方法を決定する。
体験入室をする。
本人・保護者の意思確認をする。
入室を決定する。

(2) 退室の手続き

- ・本人・保護者及び在籍校校長と担当者が協議のうえ、退室を決定する。
- ・退室後も学校や家庭と連携しながら、相談等を行う。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

- ・出席状況や活動内容、変容の様子などを「出席状況等報告書」として、毎月、在籍校に送付する。
- ・在籍校の担任が本教室において、学習・相談等を実施する場を設定する。

(2) 家庭との連携

- ・電話による相談
- ・学校との連携による家庭訪問
- ・保護者との随時相談

(3) 関係機関との連携

- ・児童相談所や医療機関、児童・社会福祉に関する関係機関や団体と連携して支援する。

7 特色ある活動

- ・本村の自然や農業に係る好環境を生かした体験活動を必要に応じて取り入れる。
- ・指導員が社会教育指導員を兼務していることから、県教委等主催の青少年自立支援事業等に繋げていく。